

e 骨折を伴う2次性副甲状腺機能亢進症のもの

f うつ血性心不全 (NYHA III度以上) のもの

才 本の「重篤な心機能障害、呼吸障害等により當時モニター測定を実施している状態」については、持続性心室性頻拍や心室細動等の重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧 90mmHg 以下が持続する状態、又は酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度が 90 %以下の状態で、當時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っていること。

力 への「膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態」については、当該患者に対して、皮膚の炎症等に対するケアを行った場合に算定できるものであること。

5 重症皮膚潰瘍管理指導

(1) 梢瘤対策に関する基準を満たしていること。

(2) 個々の患者に対する看護計画の策定、患者の状態の継続的評価、適切な医療用具の使用、じょく瘡等の皮膚潰瘍の早期発見及び重症化の防止並びにその他じょく瘡等の皮膚潰瘍の予防及び治療に関して必要な処置を行うにふさわしい体制にあること。

(3) その他梢瘤等の皮膚潰瘍の予防及び治療に関する必要な処置を行いうにふさわしい体制にあること。

(4) 重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準に係る届出は別添様式 6 を用いること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。

6 薬剤管理指導

3 薬剤管理指導

(1) 当該医療機関に常勤の薬剤師が 2 人以上配置されているとともに

2

2 重症皮膚潰瘍管理指導

(1) 個々の患者に対する看護計画の策定、患者の状態の継続的評価、適切な医療用具の使用、じょく瘡等の皮膚潰瘍の早期発見及び重症化の防止並びにその他じょく瘡等の皮膚潰瘍の予防及び治療に関して必要な処置を行っていること。

(2) 都道府県知事に対する届出は別添様式 5 によるものとする。

1

- (1) 当該医療機関に常勤の薬剤師が、2人以上配置されているとともに、薬剤管理指導に必要な体制がとられていること。
- (2) 医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設(以下「医薬品情報管理室」という。)を有し、常勤の薬剤師が1人以上配置されていること。
- (3) 医薬品情報管理室の薬剤師が、有効性、安全性等薬学的情報の管理及び医師等に対する情報提供を行っていること。
- (4) 当該医療機関の薬剤師は、入院中の患者ごとに薬剤管理指導記録を作成し、投薬又は注射に際して必要な薬学的管理(副作用に関する状況把握を含む。)を行い、必要事項を記入するとともに、当該記録に基づく適切な患者指導を行っていること。
- (5) 投薬・注射の管理は、原則として、注射薬についてもその都度処方せんにより行うとするが緊急やむを得ない場合にはこの限りではない。
- (6) 当該基準については、やむを得ない場合に限り、特定の診療料につき区分して届出を受理して差し支えない。
- (7) 届出については、以下のとおりとする。
- ① 薬剤管理指導料の施設基準に係る届出は、別添様式6を用いること。
- ② 当該医療機関に勤務する薬剤師の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間を別添様式7を用いて提出すること。調剤、医薬品情報管理、病棟薬剤管理指導、又は在宅患者薬剤管理指導のいずれに從事しているかを(兼務の場合はその旨を)備考欄に記載する。
- ③ 調剤、医薬品情報管理、病棟薬剤管理指導、又は在宅患者薬剤

に、薬剤管理指導に必要な体制がとられていること。

- (2) 医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設(以下「医薬品情報管理室」という。)を有し、常勤の薬剤師が1人以上配置されていること。

(3) 医薬品情報管理室の薬剤師が、有効性、安全性等薬学的情報の管理及び医師等に対する情報提供を行っていること。

- (4) 当該医療機関の薬剤師は、入院中の患者ごとに薬剤管理指導記録を作成し、投薬又は注射に際して必要な薬学的管理(副作用に関する状況把握を含む。)を行い、必要事項を記入するとともに、当該記録に基づく適切な患者指導を行っていること。
- (5) 投薬・注射の管理は、原則として、注射薬についてもその都度処方せんにより行うとするが緊急やむを得ない場合にはこの限りではない。
- (6) 当該基準については、やむを得ない場合に限り、特定の診療料につき区分して届出を受理して差し支えない。
- (7) 届出については、以下のとおりとする。

- ① 薬剤管理指導料の施設基準に係る届出は、別添様式6を用いること。
- ② 当該医療機関に勤務する薬剤師の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間を別添様式7を用いて提出すること。調剤、医薬品情報管理、病棟薬剤管理指導、又は在宅患者薬剤管理指導のいずれに從事しているかを(兼務の場合はその旨を)備考欄に記載する。
- ③ 調剤、医薬品情報管理、病棟薬剤管理指導、又は在宅患者薬剤

管理指導のいずれに従事しているかを(兼務の場合はその旨を)備考欄に記載する。

- ④ 調剤所及び医薬品情報管理室の配置図及び平面図を提出すること。
- ③ 調剤所及び医薬品情報管理室の配置図及び平面図を提出すること。

7 総合リハビリテーション施設(理学療法(I)及び作業療法(I))

(1) 専任の常勤医師が2名以上勤務すること。

- 4 理学療法(I)及び作業療法(I)
- (1) 専任の常勤医師が2名以上勤務すること。
(2) 次のいずれかの要件を満たしていること。
ア 総合リハビリテーションA施設
- ① 専従の常勤理学療法士が5名以上勤務すること。ただし、医療保険の回復期リハビリテーション病棟における常勤理学療法士との兼任ではないこと。
② 専従の常勤作業療法士が3名以上勤務すること。ただし、医療保険の回復期リハビリテーション病棟における常勤作業療法士との兼任ではないこと。
③ 治療・訓練を十分実施し得る専用の施設を有しており、理学療法に要する施設の広さが300 平方メートル以上であり、かつ、作業療法に要する専用の施設の広さが100 平方メートル以上であること。(理学療法及び作業療法について共有部分を有していないかもわからないものとする)。なお、専用の施設には、医療法(昭和23年法律第205号)第21条第1項及び第2項の規定による機能訓練室病床を有する医療機関に置くべきこととされている機能訓練室(以下「機能訓練室」という。)を充てて差し支えない。
④ 当該療法を行うために必要な器械・器具を具備していること。
イ 総合リハビリテーションB施設

- (2) 専従の常勤理学療法士が5名以上勤務すること。ただし、医療保険の回復期リハビリテーション病棟における常勤理学療法士との兼任ではないこと。
- (3) 専従の常勤作業療法士が3名以上勤務すること。ただし、医療保険の回復期リハビリテーション病棟における常勤作業療法士との兼任ではないこと。

- (4) 治療・訓練を十分実施し得る専用の施設を有しており、理学療法及び作業療法に要する専用の施設の広さが合計240 平方メートル以上であること。(理学療法及び作業療法について共有部分を有していないかもわからないものとする)。なお、専用の施設には、医療法(昭和23年法律第205号)第21条第1項及び第2項の規定による機能訓練室病床を有する医療機関に置くべきこととされている機能訓練室(以下「機能訓練室」という。)を充てて差し支えない。
- (5) 当該療法を行うために必要な器械・器具を具備していること。

- (1) 専従の常勤理学療法士及び常勤作業療法士がそれぞれ6名以上勤務しており、かつ、その合計数が15名以上であること。ただし、医療保険の回復期リハビリテーション病棟における常勤理学療法士又は常勤作業療法士との兼任ではないこと。
- (2) 治療・訓練を十分実施し得る専用の施設を有しており、理学療法及び作業療法に要する専用の施設の広さが合計240平方米以上であること（理学療法及び作業療法について共有一部分を有していてもかまわないものとする。）。なお、専用の施設には機能訓練室を充てて差し支えない。
- (3) 当該療法を行うためには必要な施設及び器械・器具を具備していること。
- (3) 当該療法を行ったために必要な器械・器具のうち代表的なものは、以下のものであること
- 各種測定用器具（角度計、握力計等）、血圧計、平行棒、傾斜台、姿勢矯正用鏡、各種車椅子、各種歩行補助具、各種装具（長・短下肢装具等）、家用設備、和室、各種日常生活動作用設備など、以下のものについては必要に応じて備えられているのが望ましいものである。
- 訓練マットとその付属品、治療台、肋木、バーべル又は垂鉛、ホットパック及びその加温装置、パラフィン浴、高周波治療器、渦流浴、赤外線、電気刺激治療器、木工・金工・治療用ゲーム・手工芸に係る器具等
- (4) リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当

- (7) リハビリテーションに関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従業者により閲覧が可能であるようになります。
- (8) 看護職員・介護職員の員数が、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)又は指定介護養護型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)の人員に関する基準を満たしていること。

11 年厚生省令第41号)の人員に関する基準を満たしていること。

(9) 届出に関する事項

- ① 総合リハビリテーションの施設基準に係る届出は、別添様式9を用いること。
- ② 当該治療に従事する医師、理学療法士又は作業療法士、並びにその他の従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間を別添様式7を用いて提出すること。なお、その他の従事者が理学療法の経験を有するものである場合はその旨を備考欄に記載すること。
- ③ 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

8 理学療法(II)

- (1) 専任の常勤医師及び専従する常勤理学療法士がそれぞれ1人以上勤務すること。ただし、理学療法士については医療保険の回復期リハビリテーション病棟における常勤理学療法士との兼任ではないこと。
- (2) 治療・訓練を十分実施し得る専用の施設を有しており、当該専

(7) リハビリテーションに関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従業者により閲覧が可能であるようになります。

- (5) 看護職員・介護職員の員数が、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)又は指定介護養護型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)の人員に関する基準を満たしていること。

(6) 届出に関する事項

- ① 総合リハビリテーションの施設基準に係る届出は、別添様式8を用いること。また、届出にあたっては総合リハビリテーション施設A又はBのいずれかに○をすること。
- ② 当該治療に従事する医師、理学療法士又は作業療法士、並びにその他の従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間を別添様式7を用いて提出すること。なお、その他の従事者が理学療法の経験を有するものである場合はその旨を備考欄に記載すること。
- ③ 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

5 理学療法(II)

- (1) 専任の常勤医師及び専従する常勤理学療法士がそれぞれ1人以上勤務すること。ただし、理学療法士については医療保険の回復期リハビリテーション病棟における常勤理学療法士との兼任ではないこと。
- (2) 治療・訓練を十分実施し得る専用の施設を有しており、当該専

- (2) 治療・訓練を十分実施し得る専用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは 100 平方メートル以上とする。なお、専用の施設には機能訓練室を充て差し支えない。
- (3) 当該訓練を行ったために必要な専用の器械・器具を次のとおり具備すること（作業療法に係る訓練室と連続した構造の場合は共有としても構わないものとする）。なお、当該療法を行うためには、各種測定用器具（角度計、握力計等）、血圧計、平行棒、傾斜台、姿勢矯正用鏡、各種車椅子、各種歩行補助具、各種装具（長・短下肢装具等）、家用設備、和室、各種日常生活活動用器具、
- なお、以下のものについては必要に応じて備えられているのが望ましいものである。
- 訓練マットとその付属品、治療台、肋木、バーべル又は垂鉛、木製トパック及びその加温装置、パラフィン浴、高周波治療器、渦流浴、赤外線、電気刺激治療器
- (4) リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従業者により閲覧が可能であるようすること。
- (5) 届出に関する事項
- 7 の(8)と同じである。
- 8 理学療法(III)
- (1) 次に掲げる要件のいづれをも満たしていること。
- ① 医師及び週 2 日以上勤務する理学療法士がそれぞれ 1 人以上勤務している。

- 用の施設の広さは 100 平方メートル以上とする。なお、専用の施設には機能訓練室を充て差し支えない。
- (3) 当該療法を行ったために必要な専用の器械・器具を次のとおり具備すること（作業療法に係る訓練室と連続した構造の場合は共有としても構わないものとする）。なお、当該療法を行うためには、各種測定用器具（角度計、握力計等）、血圧計、平行棒、傾斜台、姿勢矯正用鏡、各種車椅子、各種歩行補助具、各種装具（長・短下肢装具等）、家用設備、和室、各種日常生活活動用設備、
- なお、以下のものについては必要に応じて備えられているのが望ましいものである。
- 訓練マットとその付属品、治療台、肋木、バーべル又は垂鉛、木製トパック及びその加温装置、パラフィン浴、高周波治療器、渦流浴、赤外線、電気刺激治療器
- (4) リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従業者により閲覧が可能であるようすること。
- (5) 届出に関する事項
- 4 の(6)と同じである。
- 6 理学療法(III)
- (1) 次に掲げる要件のいづれをも満たしていること。
- ① 医師及び週 2 日以上勤務する理学療法士がそれぞれ 1 人以上勤務している。

- (2) 専従する理学療法の経験を有する従事者が 1 人以上勤務している。
- (2) 専従する理学療法の経験を有する従事者が 1 人以上勤務している。ただし、①に掲げる理学療法士が専従の場合にあっては、この限りではない。
- (2) **45** 平方メートル以上の専用の施設を有すること。なお、専用の施設には機能訓練室を充てて差し支えない。
- (3) 当該訓練を行つたために必要な専用の器械・器具を具備していること（作業療法に係る訓練室と連続した構造の場合は共有としてもかまわないものとする。）。
- ・器具のうち代表的なものは、以下のものであること。
- 各種測定用器具（角度計、握力計等）、血圧計、平行棒、姿勢矯正用鏡、各種歩行補助具
- なお、訓練マットとその付属品についても必要に応じて備えられていることが望ましいものである。
- (4) リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従業者により閲覧が可能であるようすること。
- (5) 届出に関する事項
- 4 の(6)と同じである。
- 7 作業療法(II)
- (1) 5 の(1)と同様である。ただし、理学療法士とあるのは作業療法士と読み替える。
- (2) 治療・訓練を十分実施し得る専用の施設を有しているものであり、当該専用の施設の広さは、**75** 平方メートル以上とする。なお、

- (2) 専従する理学療法の経験を有する従事者が 1 人以上勤務している。
- (2) 専従する理学療法の経験を有する従事者が 1 人以上勤務している。ただし、①に掲げる理学療法士が専従の場合にあっては、この限りではない。
- (2) **45** 平方メートル以上の専用の施設を有すること。なお、専用の施設には機能訓練室を充てて差し支えない。
- (3) 当該訓練を行つたために必要な専用の器械・器具を具備していること（作業療法に係る訓練室と連続した構造の場合は共有としてもかまわないものとする。）。
- ・器具のうち代表的なものは、以下のものであること。
- 各種測定用器具（角度計、握力計等）、血圧計、平行棒、姿勢矯正用鏡、各種歩行補助具
- なお、訓練マットとその付属品についても必要に応じて備えられていることが望ましいものである。
- (4) リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従業者により閲覧が可能であるようすること。
- (5) 届出に関する事項
- 4 の(6)と同じである。
- 7 作業療法(II)
- (1) 5 の(1)と同様である。ただし、理学療法士とあるのは作業療法士と読み替える。
- (2) 治療・訓練を十分実施し得る専用の施設を有しているものであり、当該専用の施設の広さは、**75** 平方メートル以上とする。なお、

り、当該専用の施設には機能訓練室を充てて差し支えない。

- (3) 当該療法を行うために必要な専用の器械・器具を具備していること（理学療法に係る訓練室と連続した構造の場合は共有としても構わないものとする。）。なお、当該療法を行うために必要な器械・器具のうち代表的なものは、以下のものであること。
各種測定用器具（角度計、握力計等）、血圧計、家事用設備、各種日常生活活動用器具

なお、各種歩行補助具、和室、木工・金工・治療用ゲーム・手芸に係る器具等についても必要に応じて備えられているのが望ましいものである。

- (4) リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従業者により閲覧が可能であるようにすること。

- (5) 届出に関する事項
7 の(8)と同じである。

11 言語聴覚療法

- (1) 言語聴覚療法（I）
① 専任の常勤医師が1名以上勤務すること。
② 専従する常勤言語聴覚士が3人以上勤務すること。
③ 次に掲げる当該療法を行うための専用の療法室及び必要な器械・器具を有していること。

ア 専用の療法室

専用の施設には機能訓練室を充てて差し支えない。

- (3) 当該療法を行うために必要な専用の器械・器具を具備していること（理学療法に係る訓練室と連続した構造の場合は共有としても構わないものとする。）。なお、当該療法を行うために必要な器械・器具のうち代表的なものは、以下のものであること。
各種測定用器具（角度計、握力計等）、血圧計、家事用設備、各種日常生活動作用設備
なお、各種歩行補助具、和室、木工・金工・治療用ゲーム・手工芸に係る器具等についても必要に応じて備えられているのが望ましいものである。
- (4) リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従業者により閲覧が可能であるようにすること。
- (5) 届出に関する事項
4 の(6)と同じである。

個別療法室（8平方メートル以上）を3室以上有しております、かつ、集団療法室（16平方メートル以上）を1室以上有していること（言語聴覚療法以外の目的で使用するものは個別療法室及び集団療法室に該当せず、また、個別療養室と集団療法室の共用も認められないものとする。）なお、当該療法室は、車椅子、歩行器・杖等を使用する患者が容易かつ安全に出入り可能であり、遮音等に配慮した部屋でなければならないものとします。

イ 必要な器械・器具（主なもの）

簡易聽力スクリーニング検査機器、音声録音再生装置、ビデオ録画システム、各種言語・心理・認知機能検査機器・用具、発声発語検査機器・用具、各種診断・治療材料（絵カード他）

④ リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であるようにすること。

(2) 言語聴覚療法（II）

- ① 専任の常勤医師が1名以上勤務すること。
- ② 専従する常勤言語聴覚士が1人以上勤務すること。
- ③ 次に掲げる当該療法を行うための専用の療法室及び必要な器械・器具を有していること。

ア 専用の療法室

個別療法室（8平方メートル以上）を1室以上有しております、かつ、集団療法室（16平方メートル以上）を1室以上有して

いること（言語聴覚療法以外の目的で使用するものは個別療法室及び集団療法室に該当しないものとする。ただし、個別療法室と集団療法室の共用は可能なものとする。）なお、当該療法室は、車椅子、歩行器・杖等を使用する利用者が容易かつ安全に入り可能であり、遮音等に配慮した部屋でなければならぬものとする。

イ 必要な器械・器具（主なもの）

- 簡易聽力スクリーニング検査機器、音声録音再生装置、ビデオ録画システム、各種言語・心理・認知機能検査機器・用具、発声発語検査機器・用具、各種診断・治療材料（絵カード他）
④ リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であるようすること。

（3）届出に関する事項

- ① 言語聴覚療法（I）又は言語聴覚療法（II）の施設基準に係る届出は、別添様式10を用いること。
② 当該治療に従事する医師及び言語聴覚士の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を別添様式8を用いて提出すること。
③ 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付する二点。

12 精神科作業療法

- （1）作業療法士は、専従者として最低1人が必要である。
（2）患者数は、作業療法士1人に対しては、1日 75 人を標準とす

8 精神科作業療法

- （1）作業療法士は、専従者として最低1人が必要である。
（2）患者数は、作業療法士1人に対しては、1日 75 人を標準とす

- (2) 患者数は、作業療法士 1 人に対しては、1 日 75 人を標準とすること。
- (3) 作業療法を行うためにふさわしい専用の施設を有しております、当該専用の施設の広さは、作業療法士 1 人に対して 75 平方メートルを基準とすること。
- (4) 当該療法を行うために必要な専用の器械・器具を次のとおり具備すること。

作業名	器具等の基準(例示)
手芸	織機、編機、ミシン、ろくろ等
木工	作業台、塗装具、工具等
印刷	印刷器具、タイプライター等
日常生活動作	各種日常生活動作用設備
農耕又は園芸	農具又は園芸用具等

- (2) 患者数は、作業療法士 1 人に対しては、1 日 75 人を標準とする。
- (3) 作業療法を行うためにふさわしい専用の施設を有しております、当該専用の施設の広さは、作業療法士 1 人に対して 75 平方メートルを基準とする。
- (4) 当該療法を行うために必要な専用の器械・器具を次のとおり具備する。

作業名	器具等の基準(例示)
手芸	織機、編機、ミシン、ろくろ等
木工	作業台、塗装具、工具等
印刷	印刷器具、タイプライター等
日常生活動作	各種日常生活動作用設備
農耕又は園芸	農具又は園芸用具等

- (5) 精神科を標榜する医療機関であって、精神科を担当する医師(非常勤でよい。)の指示の下に実施するものとする。
- (6) 届出に関する事項
- ① 精神科作業療法の施設基準に係る届出は、別添様式 9 を用いること。
- ② 当該治療に従事する作業療法士の従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間を別添様式 7 を用いて提出すること。
- ③ 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。
- (5) 精神科を標榜する医療機関であって、精神科を担当する医師(非常勤でよい。)の指示の下に実施するものとする。
- (6) 届出に関する事項
- ① 精神科作業療法の施設基準に係る届出は、別添様式 11 を用いること。
- ② 当該治療に従事する作業療法士の従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間を別添様式 8 を用いて提出すること。
- ③ 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

(様式)	
様式 1	
様式 2 (内容変更有)	
様式 3 (内容変更有)	
様式 4 (新規)	
様式 5 (内容変更有)	
様式 6	
様式 7	
様式 8	
様式 9 (内容変更有)	
様式 10 (新規)	
様式 11	